

ひとりでも、グループでも、
環境にやさしい農業に取り組んで



みどり認定

を受けましょう!!

「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、
みどりの食料システム法の認定制度がスタートしました!

認定を受けるメリット

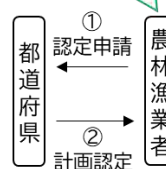
- 設備投資の際の税制優遇が受けられます。
- さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます。
- 日本政策金融公庫の無利子融資等が活用できます。

(令和6年1月)

みどりの食料システム法の認定を受けてみませんか?

- みどりの食料システム法は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指す「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた法制度で令和4年に制定・施行されました。
- 農林漁業者は、環境負荷の低減に取り組む5年間の事業計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができます。
 - ✓ 「環境負荷の低減」の取組例
 - ・土づくり、化学肥料・化学農業の使用低減
 - ・燃油使用低減や水稲中干し期間延長等、温室効果ガスの排出削減
 - ・バイオ炭の農地施用 ・農業用プラスチックの排出削減 など

グループ申請
も可能です!



申請については、まずはお住まいの都道府県庁に御相談ください!

□ みどり認定を受けるメリット

メリット① 設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます!

- 青色申告を行う農業者の方は、認定を受けた計画に従って化学肥料・化学農業の使用低減に必要な設備を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を上乗せして償却できます。(機械など:取得価額×32%、建物など:取得価額×16%)

<税制特例の対象機械>



税制対象一覧
はこちら



水田用除草機



堆肥散布機

特別償却のイメージ

700万円の機械(耐用年数7年)を導入した場合



✓ 計画申請と機械導入のタイミングに注意

計画認定前に機械等を取得してしまうと、税制の適用を受けられません。



メリット② さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます!

- 計画認定を受けると、国庫補助事業の採択審査のポイントが加算されます。
対象事業:みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金、畜産経営体生産性向上対策、農地利用効率化等支援交付金 など

この他、日本政策金融公庫の農業改良資金等の貸付けを受けられます。



対象事業はこちら

お問合せ先 農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ
(TEL:03-6744-7186)

みどり通信での情報発信・情報提供のご協力のお願い

- 令和6年2月より、みどり認定の事例等をまとめた「みどり通信」を月に一回の頻度で、農林水産省HPやMAFFアプリへの掲載等により一般公開中。
- 都道府県・市町村の担当者の方には、情報提供にご協力をお願いしたい。



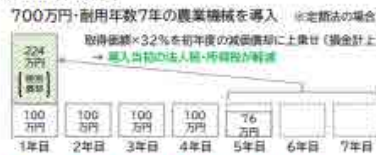
はじめに

みどり認定が全国で本格的に始まり、1年が経ちました。みどり認定を受けた生産者は3月末で4,000名を超える見込みです。これは、都道府県や市町村のご担当者ご尽力され、生産者の方にも制度の主旨とメリットをご理解いただいたおかげです。ありがとうございます。みどりの食料システム戦略グループとしても、引き続きメリット措置の拡充を図り、みどり認定を推進してまいります。今回はみどり認定のメリットである『みどり投資促進税制』をご紹介します。

みどりの投資促進税制とは？

みどり認定を受けた計画に従って化学肥料・化学農薬の使用低減に必要な設備を導入した場合、通常の減価償却額に一定の金額を上乗せして償却(特別償却)できる制度です。この度、令和8年3月31日まで2年間の税制延長の方針が決まりました。

【特別償却のイメージ】



みどり投資促進税制を受ける場合、まずはみどり認定を受けてください！

1 各地のみどり認定の事例(テーマ:みどり投資促進税制)

(1)茨城県筑西市 渡辺 雅彦氏(オフセットモアを導入)

茨城県筑西市で水稻・麦を栽培する渡辺さんは牛ふん・鶏ふん堆肥を投入し、化学肥料の使用低減に取り組むとともに、水稻種子の温湯消毒や、オフセットモア(みどり投資促進税制対象)の導入による水田周辺の効率的な除草により、農薬の使用低減に取り組まれます。認定取得のきっかけは、「業者からみどり投資促進税制について紹介され、以前から購入を考えていたオフセットモアが入っていたこと」であり、この機械を使うことで除草剤の使用を減らすことができるため、みどり認定を受けたとのこと。

みどり投資促進税制のココがいい！①

みどり投資促進税制対象機械は全部で75機種あり(令和6年3月時点)、様々な機種を取り揃えている中でオフセットモアも対象になっています！対象機械は随時増えているので要チェックです。

みどり投資促進税制の対象機械はコチラ



【みどり認定 計画イメージ】	計画中間時 (R6) → 目標 (R11)
(土づくり) - 毎年土壌診断の実施 - 牛ふん及び鶏ふん堆肥の投入	0.5t/10a → 1t/10a
(化学肥料の使用減少) - 堆肥と肥料の併用による化学肥料の使用低減 - 稲葉田間雑草の利用による化学肥料の低減	6 kgN/10a → 3.6kgN/10a (慣行: 6.4kgN/10a)
(化学農薬の使用減少) - 水稻種子の温湯消毒による化学農薬の使用低減 - オフセットモア等による化学農薬の使用低減	8回 → 5回 (慣行: 17回)
環境負荷低減事業活動の取組時間	8ha → 12.5ha

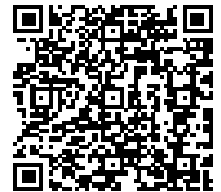


オフセットモア (みどり投資促進税制対象)

令和6年2月号から、農林水産省HPやMAFFアプリへの掲載等により一般に公開しています。

- ◎ 都道府県等のHP等への掲載も可能です。
- ◎ JAその他の生産者団体に向けても周知いただけますと幸いです。
- ◎ 認定推進の際に、生産者や事業者に取り組のイメージを持っていただくため、みどり通信をご活用ください。

みどり通信はこちら



【ご担当者様へお願い】

都道府県・市町村の担当者の方には、情報提供のご協力をお願いいたします。講演・意見交換の依頼もお待ちしております。



ご依頼いただき、講演しました(秋田県)

お問い合わせ先

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

代表：03-3502-8111（内線4850）

ダイヤルイン：03-6744-7186

H P： <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>

みどりの食料システム戦略
トップページ



みどりの食料システム戦略



みどりの食料システム法
基本計画ページ



みどりの食料システム法
基盤確立事業実施計画ページ

